

# 令和6年度 市立札幌豊明高等支援学校及び市立札幌みなみの杜高等支援学校 生徒募集要領

## 1 募集学科及び募集人員

学校名	学 科	流通サービス科	クリーンサービス科	リサイクルサービス科	工芸ものづくり科	服飾ものづくり科	普通科(職業コース)	合計
市立札幌豊明高等支援学校		8人	8人	8人	8人	8人		40人
市立札幌みなみの杜高等支援学校							56人	56人

## 2 修業年限 3年

## 3 出願資格

出願することのできる者は、知的障がいがあり※<sup>1</sup>、かつ、次の(1)及び(2)に該当する者であること。

- (1) 令和6年度札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項3出願資格(1)に該当する者。
- (2) 札幌市立特別支援学校学則第10条の規定に基づき、自宅通学が可能な者であって、保護者が札幌市に居住している者※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 「知的障がいがあり」とは、「医師の診断がある、又は、公的な専門機関において知能検査の結果や社会生活へ適応の困難性などから知的障がいと判断される」「知的障がい特別支援学級に在籍している」「療育手帳を取得している(取得見込みを含む)」のいずれかに該当する者である。

※<sup>2</sup> 市外からの出願については、令和6年4月7日(日)までに市内に保護者の住居を移転することが確実な場合、出願事情説明書(別記様式)を提出するものとする。

## 4 主な教育内容

卒業後の社会自立に向けて、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解することともに、職業自立などに必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育成する。

市立札幌豊明高等支援学校では、各学科の特色を生かした、実践的・体験的な作業学習等を中心に指導を行う。

市立札幌みなみの杜高等支援学校では、1学年に各職業コースを幅広く経験し、その後、自己選択・自己決定した職業コースでの実習等を中心に指導を行う。

## 5 出願手続等

出願できる学校は、1表に掲げる学校のうち1校とする。

出願者は、下記(1)から(7)の書類を現に在学している、又は卒業した学校(以下、「在学学校等」という)の校長を経由して、出願期間内に出願先の特別支援学校の校長宛てにレターパックプラス(520円)で郵送、もしくは持参すること。出願に必要な書類の請求は、出願先の特別支援学校の校長に対して行うこと。なお、請求後1週間経過しても、出願に必要な書類が届かない場合は、出願先の特別支援学校の校長に申し出ること。

また、受検に当たって、特別な配慮及び合理的配慮を必要とする者は、その旨を在学学校等から出願先の特別支援学校に申し出ること。

(1) 出願者一覧表

(2) 入学願書

市立札幌豊明高等支援学校に出願する者は、志望学科名を第5志望欄まで記入すること。

(3) 個人調査書

令和5年10月1日以降において、上半身を正面から撮影したカラー写真(縦4cm×横3cm)を所定の欄に貼り付けること。

(4) 受検票(2)

令和5年10月1日以降において、上半身を正面から撮影したカラー写真(縦4cm×横3cm)を所定の欄に貼り付けること。

(5) 出願者を含む同居する世帯全員の住民票

(6) 自己推薦書

(7) 出願事情説明書(別記様式) ※市外から出願する場合のみ

## 6 受検票の交付

受検票等は、出願変更の受付期間の経過後、速やかに、在学等長の校長を経由して、出願者に交付する。

## 7 出願期間

令和6年1月5日（金）から令和6年1月12日（金）までとする。（最終日は正午【必着】）

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時30分まで（最終日は正午まで）受け付ける。

## 8 出願変更

### (1) 出願変更の受付期間

令和6年1月15日（月）から令和6年1月19日（金）までとする。（最終日は正午【必着】）

持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後4時30分まで（最終日は正午まで）受け付ける。

### (2) 出願変更の手続（出願校の変更）

出願の変更をしようとする出願者は、在学等長の校長を経由して当初の出願先である特別支援学校の校長宛てに、「出願変更届」をレターパックプラス（520円）で郵送、もしくは持参すること。

その際、出願変更先の学校へ願書を転送するために必要な宛名等を記入したレターパックプラス（520円）を同封すること。

なお、1表に掲げる学校に出願変更する場合は、「自己推薦書」を当該学校長宛てに、令和6年1月19日（金）正午【必着】までに速達・簡易書留で郵送すること。さらに、北海道立特別支援学校高等部（知的障がい）から札幌市立特別支援学校高等部（知的障がい）へ出願変更する場合は、「出願者を含む同居する世帯全員の住民票」を出願変更先の札幌市立特別支援学校高等部（知的障がい）の校長宛てに、令和6年1月24日（水）正午【必着】までに速達・簡易書留で郵送すること。

### (3) 留意事項

ア 1表に掲げる学校へ出願したものは、札幌市立特別支援学校高等部（知的障がい）及び北海道立特別支援学校高等部（知的障がい）に出願先の変更を行うことができる。

イ 出願状況の発表

○ 当初出願の状況

期 日	時 刻	発 表 内 容	場 所
令和6年 1月15日(月)	午前10時	令和6年1月12日(金) 正午までの出願状況	・ 1表に掲げる学校（掲示及びホームページ） ・ 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課（発表）

○ 最終出願の状況

期 日	時 刻	発 表 内 容	場 所
令和6年 1月23日(火)	午前10時	令和6年1月19日(金) 正午までの出願状況	・ 1表に掲げる学校（掲示及びホームページ） ・ 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課（発表）

## 9 入学者の選考方法

下記の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

### (1) 学習状況検査

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容から出題する。

### (2) 面接

自分自身のことや志望動機などについて質問する。

### (3) 集団活動を伴う検査

集団による活動を通して、受検者の長所などをみる。

【留意事項】

- 1 一つのグループは4～8名程度とする。
- 2 集団による活動の進め方は、次のとおりとする。  
(1)検査に当たっての説明 (2)課題の提示 (3)グループによる活動 (4)振り返り
- 3 複数の検査員が各受検者の評価を行う。

10 選考検査日時

- (1) 9 (1) (2)については令和6年1月26日(金)、(3)については令和6年1月29日(月)に実施する。
- (2) インフルエンザ等により本検査を受検できない者は、令和6年2月1日(木)、又は2月7日(水)のいずれかに9もしくは9の(3)の選考検査を実施する。
- (3) 選考検査の日程については、最終出願締め切り後、最終の出願先である特別支援学校の校長から在学学校等の校長を通じて連絡する。

11 受検会場

受検会場は、次のとおりとする。

学校名	所在地・電話番号
市立札幌豊明高等支援学校	〒002-8034 札幌市北区西茨戸4条1丁目1番1号 TEL (011)774-2222
市立札幌みなみの杜高等支援学校	〒005-0012 札幌市南区真駒内上町4丁目7番1号 TEL (011)596-0451

12 合格者発表及び入学意思の確認

- (1) 1表に掲げる学校においては、令和6年2月14日(水)午前10時に自校の合格者の受検番号を玄関前に掲示及びホームページにて発表する。また、可否については在学学校等の校長に通知するとともに、在学学校等の校長から確実な方法により合格者の保護者に通知する。
- (2) 在学学校等の校長は、合格者及び保護者に対し確実な方法により入学意思の有無を確認し、令和6年2月15日(木)正午までに出願先の各特別支援学校長に報告する。

13 追加合格

- (1) 入学辞退などにより欠員が生じた場合、第1次選考検査で不合格となった者のうち、学科希望や選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、合格者の追加を行うものとする。
- (2) 合格者の追加を行う特別支援学校の校長は、在学学校等の校長に対し、追加合格について通知する。各特別支援学校長から合格者の通知を受けた在学学校等の校長は、確実な方法により追加合格者の保護者に通知し、入学意思の有無を確認するとともに、令和6年2月15日(木)午後1時までに出願先の特別支援学校の校長に報告する。

14 第2次募集

- (1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第2次募集を行う。
- (2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

期 日	場 所
令和6年2月16日(金)	・11に掲げる受検会場(掲示及びホームページ) ・北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

(3) 出願資格

3の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者(合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。)の出願は認めない。

(4) 出願できる特別支援学校

(2)により募集人員を発表した学校

(5) 出願手続

5に定めるところによる。

(6) 出願期間

令和6年2月16日(金)から令和6年2月22日(木)までとする。

持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後4時30分まで(最終日は正午まで)受け付ける。

(7) 出願変更について

出願変更は、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に限るものとする。

ア 出願変更の受付期間

令和6年2月26日(月)から令和6年2月29日(木)までとする。

持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後4時30分まで(最終日は正午まで)受け付ける。

イ 出願変更の手続き

出願の変更をしようとする出願者は、在学学校等の校長を経由して当初の出願先である特別支援学校の校長宛てに、「出願変更届」をレターパックプラス(520円)で郵送、もしくは持参すること。

その際、出願変更先の学校へ願書を転送するために必要な宛名等を記入したレターパックプラス(520円)を同封すること。

ウ 出願状況の発表

第2次募集出願状況の発表時期等は、次のとおりとする。

○ 当初出願の状況

期 日	時 刻	発 表 内 容	場 所
令和6年 2月26日(月)	午前10時	令和6年2月22日 (木)正午までの出願 状況	・1表に掲げる学校(掲示及びホームページ) ・北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

○ 最終出願の状況

期 日	時 刻	発 表 内 容	場 所
令和6年 3月1日(金)	午前10時	令和6年2月29日 (木)正午までの出願 状況	・1表に掲げる学校(掲示及びホームページ) ・北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

(8) 入学者の選考方法

9に定めるところの(1)及び(2)の検査による。ただし、当初、1表に掲げる学校及び職業学科を設置する北海道立特別支援学校高等部(知的障がい)を受検した者は書類選考のみとする。

(9) 選考検査日時及び合格者発表の期日等

ア 選考検査日 令和6年3月7日(木) 最終出願締切り後、最終の出願先である特別支援学校の校長から、在学学校等の校長を通じて連絡する。

イ 合格者発表 令和6年3月11日(月) 午前10時、1表に掲げる学校にて、自校の合格者の受検番号を玄関前に掲示及びホームページに掲載する。また、可否については在学学校等の校長に通知するとともに、在学学校等の校長から確実な方法により合格者の保護者に通知する。

15 選考検査の結果の情報提供

受検者は、選考検査の結果について、情報提供を受けることができる。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人(法定代理人又は任意代理人)(以下「受検者等」という。)とする。

(2) 情報提供場所

出願し最初に受検した学校とする。

(3) 情報提供の方法

ア 情報提供を希望する受検者等は、出願し最初に受検した特別支援学校に口頭で申し出る。

イ 特別支援学校と協議し、開示の日時を定め、特別支援学校で情報提供を受ける。

(4) 情報提供の期間

令和6年(2024年)2月15日(木)から令和11年(2029年)3月31日(土)までとする。

(5) 情報提供の集中受付期間

(4)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とする。

集中受付期間	受付時間
令和6年2月15日(木)～令和6年2月22日(木) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～15:00

(6) 留意事項

- ア 受検者本人が求める場合、受検者本人であることを確認するための受検票、身分証明書等を提示すること。
- イ 受検者本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類を提示すること。
- ウ 受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に出願し最初に受検した特別支援学校に連絡し、情報提供を受ける日を決定すること。

16 その他

職業学科を設置する市立札幌豊明高等支援学校においては、選考検査日である令和6年1月26日(金)に保護者面接を実施する。なお、普通科職業コースを設置する市立札幌みなみの杜高等支援学校においては、保護者面接を実施しない。